

ばん
こども版

かつら ぎ し

けい かく

葛城市こども計画

だい

き かつら ぎ し こ

こ そだ

第3期葛城市子ども・子育て

し えん じ ぎょう けい かく

支援事業計画

れい わ ねん と れい わ ねん と
(令和7年度～令和11年度)



れい わ ねん がつ
令和7年3月

かつら ぎ し

葛城市

だい きかつらぎ し こ こそだ し えんじぎょうけいかく
第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画とは？

けいかく め ぎ すがた
計画で目指すまちの姿



みらい えがお はぐく
こどもたちの未来と笑顔を 育む
あんしん こそだ つづ かつらぎ
安心して子育てが続けられるまち葛城



けいかく たいしょう
計画の対象

ねんれい こころ からだ せいちょう とちゅう ひと
すべての年齢の「心と体が成長している途中の人」

め ぎ すがた じつげん もくひょう き さまざま
目指すまちの姿を実現するために、5つの目標を決めて、様々な
と く すす
取り組みを進めます！

•—— こどもの権利について知っておこう！ ——•

○ こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

せかいじゅう
世界中のすべてのこどもたちが、幸 せにすこやかに育つため
のルールをまとめた国際的な約束です。

げんざい にほん ふく くに ちいき しょうやく まも
現在、日本を含め 196 の国と地域が、この条約を守ることを
やくそく
約束しています。

○ こども基本法

わかも の じぶん しあわ せいちょう く
こどもや若者が自分らしく 幸 せに成長でき、暮らすことの
できる「こどもまんなか社会」を目指して、こどもや若者に関す
とりくみ すす うえ きほん き ほうりつ
る取組を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

つぎ 次^{つぎ}の5つの目^め標^{ひょう}に力^{ちから}を入^いれて取^とり組^くみます。

基本目標1

子育て家庭への包括的支援体制の充実

安心して働^{はたら}きながら子育^{こそだ}てで
できるように、保^ほ育^{いく}サ^さービ^ぶスを良^よ
くして、子育^{こそだ}てしや^しや^やすい仕^し事^{ごと}場^ば
の環^{かん}境^{きやう}をつ^{つく}っていき^いま^ます。



基本目標2

こどもたちの健^{すこ}やかな成^{せい}長^{ちやう}を育^{はぐ}む
環^{かん}境^{きやう}づく^くりの促^{そく}進^{しん}

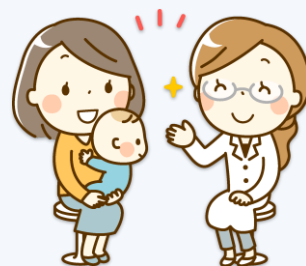


将^{しょう}来^{らい}、家^か庭^{てい}をつ^{つく}るた^ために協^{きやう}力^{りよく}
し、こどもを育^{そだ}てる大^{たい}切^{せつ}さを考^{かん}え
る機^き会^{かい}をつ^{つく}ります。学^が校^{っこう}を整^{ととの}え
て、こどもた^{じゆう}ちが自^{じゆう}由^{ゆう}に活^{かつ}動^{どう}でき
る場^ば所^{しょ}をつ^{つく}っていき^いま^ます。

基本目標3

親^{おや}と子^この健^{けん}康^{こう}づく^くりの推^{すい}進^{しん}

健^{けん}康^{こう}状^{じやう}態^{たい}を調^{しら}べるこ^ことや、健^{けん}康^{こう}相^{そう}談^{だん}を
しっか^おり行^{こな}い、育^{いく}児^じの不^ふ安^{あん}を減^へらすた
めに情^{じやう}報^{ほう}を提^{てい}供^{きやう}していき^いま^ます。病^{びやう}院^{いん}
や福^ふ祉^しと協^{きやう}力^{りよく}し、こどもた^{けん}ちの健^{こう}康^{こう}
な成^{せい}長^{ちやう}をサ^さポ^ぽー^としていき^いま^ます。



基本目標 4

きめ細やかで切れ目のない支援の推進

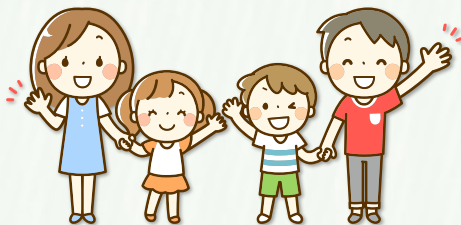


虐待を防ぎ、早く気づいて対応できるよう
地域と協力していきます。また、ひとり
親家庭をサポートできるよう、制度をみん
なに伝えていきます。

基本目標 5

こどもたちの安全を守り安心して住み続けられる
環境づくり

こども基本法をみんながよく理解で
きるように伝えます。また、防犯や
交通安全、災害対策を進めて、こども
たちが良い環境で学び生活できるよ
うにしています。



葛城市こども計画 第3期葛城市子ども・子育て支援事業計画（こども版） 令和7年3月

発行：葛城市

編集：葛城市 こども未来創造部 子育て支援課 〒639-2197 葛城市長尾85番地

TEL：0745-44-3623 FAX：0745-48-3200